

審判実務者研究会報告書2025におけるサポート要件の事例研究 分析レポート

エグゼクティブサマリー

本レポートは、特許庁¹ 審判部が公表した「審判実務者研究会報告書2025」内の事例研究1（一般的な論点）テーマ3（特許化学）「サポート要件」に掲載された7件の参考裁判例（知財高判）を、報告書原文の記載に基づいて分析し、出願時の明細書作成実務に落とし込んだものです。報告書の公表趣旨・位置づけ（2006年度以来の取組、産業界・専門家・裁判官オブザーバ・審判官が一堂に会する研究会の成果公表）も踏まえ、実務的に再現可能なチェックポイントへ転換しています。²

分析の結論は次のとおりです。

報告書が提示する中心軸は、いわゆる「偏光フィルムの製造法」大合議判決の枠組みに沿う「課題解決の認識」です。すなわち、サポート要件適否は「クレームに記載された発明が、明細書記載により当業者が課題を解決できると認識できる範囲か」および「記載・示唆がなくても出願時技術常識に照らして課題解決を認識できる範囲か」で判断される、という整理です。³

7事例の比較により、「実施例不足」の成否を分ける要因は、単純な「実施例数の多寡」ではなく、報告書が強調する次の3点に集約されます。

- (1) 課題解決の認識を導くロジックが「演繹」か「帰納」か（演繹なら最小限の裏付けで足り得るが、帰納なら相関を示すために網羅性・多様性のある実施例が要る）⁴
- (2) クレーム要件と課題・効果の「技術的關係／機序」（作用機序や要件の技術的意義、要件を変えたときの影響など）⁵
- (3) クレームと実施例の関係（上位概念でクレームしているのか、数値範囲で広げているのか等）。特に数値範囲拡張では「程度」まで含む「手がかり」を求められやすい、という議論が示されています。⁶

実務への含意として、化学分野は一般に「構造—機能」関係の理解が難しく、帰納的ロジック（データ積上げ）になりがちであるため、境界値・最不利点・代表例の設計、および「仮説」レベルでもよい機序の言語化が重要です。⁷

また、技術常識を盾に補強する場合は、単なる公知技術ではなく「技術常識」と認定されるよう、教科書・複数公報など客観性の高い証拠を揃え、加えて進歩性主張と矛盾しないよう要注意、という実務上の警告も明示されています。⁸

（注）本レポート作成では、ユーザー提供PDF（テーマ3「サポート要件」分割版相当）も参照しています。
ⓧlciteⓧurn0file0ⓧ

調査対象と情報源

対象は「審判実務者研究会報告書2025」のうち、事例研究1（一般的な論点）テーマ3（特許化学）「サポート要件」部分で、報告書上の論点は次の2点です（報告書p.44）。⁹

- 論点1：クレーム範囲をカバーする実施例が不足する場合に重要な事項
- 論点2：技術常識等を考慮しても充足しない分水嶺はどこか

優先情報源として、(A) 報告書原文 (JPO掲載PDF)、(B) 経済産業省¹⁰/特許庁¹ 公式の審査基準 (サポート要件節・実施可能要件節)、(C) 判断規範の原典としての知的財産高等裁判所¹¹ 大合議判決 (「偏光フィルムの製造法」) を参照しました。¹²

なお、報告書の公表自体は2026年3月19日付で告知・掲載されています。²

サポート要件の判断枠組み

審査基準上の基本構造

特許庁¹ の「特許・実用新案審査基準」では、サポート要件の趣旨を「明細書に記載していない発明をクレームして、未公開発明に権利が発生することを防止するため」と整理し、基本的な判断として「請求項の発明」と「発明の詳細な説明に発明として記載されたもの」を対比し、必要以上の減縮を求めないよう留意しつつ、実質的対応関係を検討するとしています (審査基準サポート要件節 p.1-2)。¹³

この「実質的対応関係」の検討は、請求項の発明が「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えるかどうかで行い、その把握には明細書・図面全記載に加えて出願時の技術常識を考慮する、と明示されています (同 p.1-2)。¹³

報告書が採る裁判例ベースの規範

報告書は、サポート要件の判断規範を示した代表例として「偏光フィルムの製造法」事件 (大合議) を掲げ、同判決の規範 (クレームと詳細説明の対比/課題解決の認識可能範囲/技術常識の参酌) を引用したうえで、技術常識が“決め手”になり得る判決がある、と指摘します (報告書 p.52)。¹⁴
同規範は裁判所公式資料にも同趣旨で示されています (判決要旨 p.1-2)。¹⁵

化学分野で問題化しやすい局面設定

報告書は、化学分野では機能・特性と構造の関係理解が難しく、具体例から拡張・一般化できる範囲が争点化しやすいとして、「実施例が不足している場合」に焦点を当て、参考判決④～⑦ (大合議後) も含めて実務上の観点・望ましい明細書記載を抽出し、技術常識補足の可能性を議論した、と整理しています (報告書 p.52)。¹⁶

論点関係の可視化 (判断フロー)

以下は、報告書の議論 (論点1・2) を、審査基準の「課題解決の認識」中心構造に接続して実務フロー化したものです。¹⁷

flowchart TD

A[クレーム範囲の確定] --> B[明細書：課題・効果・解決手段の抽出]

B --> C{課題解決の認識を導くロジックは?}

C --> |演繹 (機序・関係が説明できる) | D[技術的關係/機序の説明 + 最低限の裏付け (最も不利な1点等)]

C --> |帰納 (相関はデータで示す) | E[実施例・比較例で相関を提示 (範囲網羅・多様性・代表性)]

D --> F{明細書+技術常識でn範囲全体の課題解決を合理的に期待できるか}

E --> F

F --> |Yes| G[サポート要件 充足の方向]

F -->|No| H[サポート要件 不充足のリスク\n(補正で範囲縮小 or 追加データの要否)]
 F --> I[技術常識を援用するなら\n証拠の客観性と進歩性主張との整合に注意]

事例研究の整理と比較

本節では、報告書が「主な参考審判決」として掲げる7件（①～⑦）を、(1) 事件情報の要旨、(2) 争点と判断理由の対比として整理します。出願日・公開日・審決日は、報告書に記載がないものは「未記載」としました（要件どおり）。¹⁸

事例の要旨

表1は、報告書p.44（参考判決一覧）および各判決概要（概ねp.44-51）に基づき作成しています。¹⁹

No.	事件名（報告書表記）	判決日（知財高判）	事件番号（行ケ）	審判番号等（報告書記載）	当事者	出願日	公開日	審決日	サポート要件の結論（報告書整理）	報告書該当（章・頁）
①	ガラス、プレス成形用ガラス素材	令和5年6月15日	令和4年（行ケ）10059号	無効 2020-800117	未記載	未記載	未記載	未記載	○	テーマ3 事例研究1 p. 44-45
②	光学ガラス	平成29年10月25日	平成28年（行ケ）10189号	不服 2015-008434	未記載	未記載	未記載	未記載	（審理不尽）	テーマ3 事例研究1 p. 45-47
③	アトピー性皮膚炎を処置するための方法（IL-4Rアンタゴニスト投与）	令和6年8月7日	令和5年（行ケ）10019号	無効 2021-800003	未記載	未記載	未記載	未記載	○	テーマ3 事例研究1 p. 47-48
④	白色ポリエステルフィルム	平成28年7月19日	平成27年（行ケ）10099号	無効 2012-800177	未記載	未記載	未記載	未記載	○	テーマ3 事例研究1 p. 48-49

No.	事件名 (報告書表記)	判決日 (知財高判)	事件番号 (行ケ)	審判番号等 (報告書記載)	当事者	出願日	公開日	審決日	サ ポ ー ト 要 件 の 結 論 (報 告 書 整 理)	報告書 該当 (章・ 頁)
⑤	ポリビニルアルコール系重合体フィルム	平成29年6月29日	平成28年(行ケ)10064号	無効 2015-800090	未記載	未記載	未記載	未記載	×	テーマ3 事例研究1 p. 49-50
⑥	高純度羅漢果配糖体を含有する甘味料組成物	平成29年8月8日	平成28年(行ケ)10269号	無効 2015-800185	未記載	未記載	未記載	未記載	○	テーマ3 事例研究1 p. 50-51
⑦	減塩醤油類	平成28年10月19日	平成26年(行ケ)10155号	無効 2013-800113	未記載	未記載	未記載	未記載	×	テーマ3 事例研究1 p. 50-52

補足として、報告書は参考判決②について「拒絶査定不服審判の請求不成立審決を審理不盡で取消し→差戻し審で拒絶理由通知後、減縮補正で特許審決」との経緯も併記しています(報告書p.53)。¹⁶

争点と判断理由の対比

表2は、各判決概要(報告書p.44-51)と、報告書の論点整理(p.52-60)に基づき、実施例不足の態様・争点・判断理由を「課題解決の認識」視点で対比したものです。²⁰

No.	実施例不足の態様(争点化した“不足”)	主張・争点の骨子(報告書要約)	判断理由(裁判所/審決の要点)	実務上の含意(どこを書けば通る/落ちるか)
①	クレーム全要件充足の実施例が明細書にない(一部要件のみ充足例はあり)	当業者は試行錯誤の出発点すら絞れず、全要件を満たせるか明細書から理解できない。 ²¹	光学ガラス分野ではターゲット物性に向けて成分置換・比率調整の試行錯誤を繰り返すことが技術常識で、明細書には不足要件(転移温度)に着目した成分調整の説明があり、通常の試行錯誤で全要件達成→課題解決を認識できる。 ²²	「調整指針(何を増減するとどの物性が動くか)」を、実施例の“足りない要件”に対して具体的に書く。実施例が完全一致しなくても、到達ルートが合理的に読めれば救われ得る。 ²³

No.	実施例不足の態様（争点化した“不足”）	主張・争点の骨子（報告書要約）	判断理由（裁判所／審決の要点）	実務上の含意（どこを書けば通る／落ちるか）
②	実施例は多数あるが、 数値範囲の一部に偏在 （上限～下限を網羅しない）	実施例が範囲全体に広がっていない＝サポートされない、との判断が妥当か。 24	実施例範囲を超えても試行錯誤で高い蓋然性で物性要件を満たす光学ガラスを得られるとの理解があり得る一方、どこまで認識が及ぶかは 成分ごとの効果・特性を踏まえ具体的検討が必要 。実施例が一部に留まるだけで直ちに否定した審決は誤り、とされた。 25	「範囲網羅」だけの単純議論にせず、 要件ごとに“外挿が許される理由”を記載 （役割が既知の成分か／相互作用が大きいかな等）。 26
③	薬理データは特定抗体（mAb1）中心 で、クレームはより広い抗体群	mAb1以外は結合親和性・薬物動態が異なり得るため、当業者は臨床使用可能と認識しない＝権利範囲が過大。 27	技術常識（IgE生成とIL-4、TARC等）と明細書開示（IL-4R結合・IL-4遮断作用、症状改善、バイオマーカー低下）から、治療効果はIL-4R遮断（アンタゴニスト作用）で発揮されると理解でき、同作用を有する抗体ならmAb1に限らず課題解決を合理的に認識できる。さらに、裏付けの充分性は「権利範囲に比して実施例が少ない」といった単純議論でなく、 課題解決認識が演繹か帰納か で決まる、と判示。 28	医薬用途等では、 MoA（作用機序）と“機能要件（遮断活性等）”で演繹ロジックを組むと 、代表例中心でも一般化が通り得る。 29
④	パラメータ（特性a,b）でクレーム。実施例はあるが、原告は 実施例の追加製造条件が必須 と主張	実施例は特定材料・手法（例：特定表面処理粒子等）を必須としており、これをクレームに入れず物性だけで特定するのはサポート欠如。 30	当業者は、特性a,bの数値と粒子分散性・熱安定性・製膜性等の技術的關係を理解でき、特性a,bを満たせば課題解決を認識できる。物性で特定するタイプの発明では、課題解決が理解できるよう記載されていれば足り、物性実現方法を全て開示し、逐一実施例で示す必要までではない。 31	物性クレーム（効果評価に直結するパラメータ） では、(a)測定・定義の明確化、(b)物性⇔課題の技術的關係、(c)範囲内/外の比較例、が強い。 32
⑤	上位概念（ノニオン系界面活性剤） で広くクレーム、実施例は実質1種	ノニオン系界面活性剤は多数選択可能で性質も類似→当業者は課題解決を理解できる（審決）。 33	黄変の機序が明細書＋技術常識でも直ちに特定できず、仮に酸化と理解しても、含有量・pH範囲で抑制される機序を当業者が認識できる証拠がない。さらに「ノニオン系界面活性剤（B）」は反応性が多様で混合物も含み得るから、1化合物の実施例から“種類を問わず”課題解決を認識できない。審決の理由付けは不十分。 34	上位概念で広げるなら、 機序（なぜ“ノニオン系”一般で効くのか） か、少なくとも サブクラス横断の代表例 が要る。機序が不明なら技術常識での補完も難しい。 35

No.	実施例不足の態様 (争点化した“不足”)	主張・争点の骨子 (報告書要約)	判断理由 (裁判所/審決の要点)	実務上の含意 (どこを書けば通る/落ちるか)
⑥	数値範囲 (4成分合計≥35%) でクレーム。実施例は限られる (35.10-60.80%の3点等)	60.80%超まで一般化できない。 36	課題 (シヨ糖代替で味質良好等) と、各成分高純度品の味質、合計含有量増加につれて味覚要素が向上する実施例から、60.80%超でもいずれか成分を増加させれば課題解決を当業者が認識できる範囲とされた。 36	数値範囲拡張は、 トレンド (増加→改善) と、できれば “最不利側”付近の裏付け が効く。報告書も数値範囲なら上限・下限・中央3点が説明しやすいとする。 37
⑦	数値範囲 (食塩7-9%等) でクレーム。直接裏付けは9%中心。評価は官能試験で複雑	審決：7% (最も困難) でもK濃度上限等で塩味指標が確保できると理解可能。 38	裁判所：課題を具体的官能評価 (塩味3以上等) として把握し、全範囲で他手段なしに課題解決を認識できる必要があるが、9→7へ下げたときの塩味低下の“程度”を把握する手がかりがなく、原理だけで具体的塩味・苦みを推測できない。KClが代替という技術常識主張も、7%で必要K量・苦みの予測手がかりがなく退けられた。 39	官能評価・多因子相互作用の領域は、“ 程度 ”まで 示すデータ設計 が不可欠 (最不利点の実施例、比較例、他成分影響の切り分け)。技術常識での穴埋めが難しい典型。 40

明細書作成上の注意点と対応策

本節では、報告書が抽出した「着目事項」 (ロジック/技術的關係・機序/クレームと実施例の關係) を、**出願時の明細書ドラフティングの必須要素**へ翻訳します。特に、報告書が「望ましい明細書記載」として挙げる、要件の技術的意義、要件変更時の影響、作用機序 (仮説可)、任意成分の位置づけ、評価結果の他要因影響への反論可能性などを中核に据えます (報告書p.53-58)。 41

出願時ドラフティングの実務要点 (表)

表3は、各事例で問題になった「不足の型」に対し、(a)注意点、(b)対応策、(c)具体的記載例 (テンプレ) を示したものです。テンプレは報告書記載を踏まえた**実務用の書き方例**であり、個別案件では技術内容に合わせて具体化が必要です。 42

No.	注意点 (落とし穴)	対応策 (明細書へ入れるべき要素)	具体的記載例 (テンプレ：実案件で要具体化)
①	全要件充足実施例がない場合に、「当業者が到達できる」という道筋が不明確だと、出発点すらないと評価される。 21	不足要件に対する調整指針 (どの成分/操作がどの物性に寄与するか) を、明細書内で明示し、当業者が通常試行錯誤で到達できる筋道を作る。 43	例：「参考例1はA～EのうちC (Tg) を除き満たす。TgはSiO ₂ 増量 (またはZnO減量) により上昇する。したがって、参考例1の組成を基点に、SiO ₂ をx～y質量%の範囲で段階的に増量することでTg≥672℃を達成でき、他物性は維持される。」 (※寄与方向・理由を併記)

No.	注意点 (落とし穴)	対応策 (明細書へ入れるべき要素)	具体的記載例 (テンプレ: 実案件で要具体化)
②	実施例が範囲全体を網羅しない場合に、「網羅していない=直ちに不可」と短絡される一方、こちらも“なぜ外挿できるか”を要件別に説明できないと脆い。 44	要件 (成分・比率・比の制約) ごとの“外挿可能性”の根拠 (役割が既知/相互作用が小さい/比制約が支配的等) を一般記載で組み立て、必要に応じて境界付近の実施例を追加。 26	例: 「成分Xは屈折率へ主寄与し、成分Yは分散へ主寄与する。XとYの総量Sを一定範囲に保つ限り、他成分の微調整による副作用は補正可能である。従って、実施例の一部範囲から、Sおよび比制約を維持した範囲で外挿が可能である。」
③	用途・医薬系で、代表例の薬理データが1つだと「他の抗体等でも効く」保証が弱く見える。 45	演繹ロジックを成立させる“機能定義” (標的結合・遮断活性・下流マーカー変化など) と、技術常識と整合するMoA説明を明細書に置く。仮説でもよいが、筋道を通す。 46	例: 「本発明の効果は、IL-4Rへの結合によりIL-4シグナルを遮断することに起因する。したがって、(i)IL-4結合能 ($K_d \leq \dots$)、(ii)遮断活性 (細胞アッセイ $IC_{50} \leq \dots$) を満たす抗体/断片は、同用途で有効であると当業者は理解する。」 (※評価法も併記)
④	物性パラメータでクレームすると、「実現方法が実施例と違えば効かないのでは」と攻撃される。 47	(a)パラメータ定義・測定法、(b)パラメータと課題の技術的關係、(c)範囲内/外の比較例 をセット化。物性で特定するタイプでは、課題解決が理解できる記載が核。 48	例: 「特性(a)(b)は粒子分散性・延伸製膜性・白色性に相関する。特性(a)又は(b)が範囲外の比較例では課題未達。よって、特性(a)(b)を満たす組成物から得られるフィルムは、製造手段に拘らず課題を解決する。」
⑤	上位概念 (“ノニオン系界面活性剤”全般) で広げるのに、実施例が1種・機序不明だと「種類を問わず効く」の一般化が崩れる。 33	(a)課題発生機序、(b)解決機序、(c)カテゴリ内の多様性を踏まえた代表例 が必要。機序が書けないなら、クレームをサブクラスや構造特徴で狭めるバックアップも用意。 49	例: 「ノニオン系界面活性剤(B)は、酸化安定性指標P (例: 過酸化物質等) が所定範囲のものに限る。B量0.001~1部かつpH2.0~6.8のとき黄変指数 $\Delta YI \leq \dots$ となる (表X)。Bの代表例として少なくともサブクラスA/B/Cを示す。」
⑥	数値範囲を広げると、境界外 (特に上限超) への一般化が争点化。 36	トレンド (相関) の提示と、報告書が推奨する「 上限・下限・中央 」の点取り、加えて「 最不利点 」付近の裏付け。 50	例: 「4成分合計量が増えるほど味覚9要素が改善する (表Y)。従って、60.8%超でも、いずれか成分を増量すれば類似味質は維持/改善すると当業者は理解する。少なくとも35%、(中間)、上限近傍の実施例を示す。」
⑦	官能評価・多因子系では、原理解説だけでは「程度」予測ができず、“手がかり”欠如で落ちやすい。 51	最不利点 (例: 塩分最小) を含む実施例設計 と、比較例により各因子寄与を切り分ける。さらに、任意成分・他要因の影響を受ける可能性に備え、反論・限定可能な一般記載も入れる。 52	例: 「食塩7.0% (最不利) 条件で、K濃度・窒素濃度・比の組合せを少なくともn点示し、塩味指標 ≥ 3 / 苦み ≤ 3 / 総合○の達成を確認する。さらに、調味料・酸味料無添加条件での変動を比較例で示し、他要因の影響を限定する。」

技術常識で補強する場合の“証拠設計”

報告書は、技術常識の補足が効きやすいのは、参考判決③のように演繹の説明を用いる場合が多い、との見解を示します。他方で、参考判決⑤・⑦のように「課題解決の本質」に関わる数値範囲等を、技術常識“だけ”で立証するのは困難になりやすい、という警告も明確です（報告書p.58-59）。³⁵

さらに、技術常識を主張する際の実務として、(i) 単なる公知技術ではなく「技術常識」と認定されるよう、教科書的資料や出願人の異なる複数公報など客観性ある証拠を集める、(ii) 広い技術分野では共通でも狭い技術分野では異なる可能性があるので、当該技術分野で常識である主張を組む、という注意点を列挙していません（報告書p.59）。⁸

同時に、進歩性が争点の場合、サポート要件側の技術常識主張と進歩性側主張の矛盾に注意すべき、とされています（報告書p.60）。⁵³

出願人が取るべき実務上のチェックリスト

以下は、報告書の抽出観点（ロジック／技術的關係・機序／実施例設計／技術常識の証拠）を、**出願前チェック**に落とし込んだものです。各項目に優先度（高・中・低）と、明細書にそのまま入れやすい記載例（短文テンプレ）を併記します。⁵⁴

- **[高] クレーム要件ごとに「課題・効果」との対応関係（技術的意義）を書いたか**
記載例：「構成要件Xは、課題Yに対し作用Zを通じて寄与する。Xを省略/変更するとZが失われ、課題Yを達成できない。」⁵⁵
- **[高] 課題解決の認識が“演繹”か“帰納”かを自覚し、明細書の構造を合わせたか**
記載例（演繹）：「作用機序Aより、条件Bを満たす限り効果Cが発揮される。」／（帰納）：「表1のデータが示す相関より、範囲R内で効果Cが得られる。」⁵⁶
- **[高] 数値範囲クレームでは“最も不利な1点”を含む裏付けがあるか（特に官能評価・多因子系）**
記載例：「範囲下限（課題解決が最も困難）条件においても、評価指標が基準値を満たすことを確認した（表X）。」⁵⁷
- **[高] 帰納ロジックが必要な場合、実施例・比較例で“相関”を示す設計になっているか（範囲網羅・多様性）**
記載例：「範囲の上限・下限・中央の各点、及び選択肢の異なる代表例n種を示す。」⁵⁸
- **[高] 上位概念（属）で広げる場合、カテゴリ内の“多様性”を跨ぐ代表例があるか／機序が説明できるか**
記載例：「上位概念Gのうち、サブクラスG1～G3から各1例以上を示し、効果が再現することを示す。」⁵⁹
- **[高] 機序が確定できない場合でも、“仮説”として言語化したか（化学分野では許容され得る）**
記載例：「本効果は、～が関与する可能性が高い（仮説）。少なくとも、観測事実（表X）と整合する。」⁶⁰
- **[中] 任意成分・外乱因子が結果に影響し得るとき、反論・限定できる一般記載を置いたか（官能・複合系で重要）**
記載例：「任意成分Qは効果に本質的ではなく、Qの有無による差は軽微である（比較例）。」⁶¹
- **[中] 技術常識で補強する場合、“技術常識”認定を狙った証拠（教科書・複数公報等）を用意できるか**

記載例（主張構成）：「教科書Aおよび複数公報B-Dにより、技術Tは本分野の技術常識である。」

62

・ [中] サポート要件での技術常識主張が、進歩性（容易想到）主張と矛盾しない設計か

記載例（注意書きの入れ方）：「技術常識として一般的なのは“方向性”に留まり、本願の具体的数値範囲・組合せに到達する動機付けは存在しない。」（※案件別に精査） 63

・ [中] 実施可能要件との関係も見据え、“通常の試行錯誤”に依存し過ぎていないか

記載例：「当業者が過度な試行錯誤なく実施できるよう、調整手順・判断基準を明示する。」 64

・ [低] 審査段階で「広すぎる」心証だけの拒絶に備え、判断枠組みへの“あてはめ”がしやすい記載にしたか

記載例：「本願の課題→解決手段→効果の因果連鎖が、クレーム範囲全体で成立する根拠を以下に示す。」 65

参考文献と引用箇所

本レポートの主要根拠は以下です（いずれも本文中で該当箇所を引用・ページ指定済み）。

- ・ 審判実務者研究会報告書2025（本編）事例研究1 テーマ3（特許化学）「サポート要件」（報告書p.44-60相当：参考判決①～⑦の概要、論点1・2、技術常識補足等）。 66
- ・ 特許・実用新案審査基準「サポート要件（特許法第36条第6項第1号）」：趣旨、対比検討、課題解決認識＋技術常識の考慮（p.1-2）。 13
- ・ 特許・実用新案審査基準「実施可能要件」：実施可能要件とサポート要件の関係（p.10-11）ほか。 67
- ・ 知財高裁大合議「偏光フィルムの製造法」判決要旨：サポート要件の判断枠組み（要旨p.1-2）。 15
- ・ 報告書公表・掲載（2026年3月19日、特許庁審判部による告知・分割PDF提供）。 2

1 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 16 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63

64 65 66 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_chemistry.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_chemistry.pdf

2 11 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai.html

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai.html

13 17 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202bm.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202bm.pdf

15 <https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/17-10042.pdf>

<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/17-10042.pdf>

67 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0101bm.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0101bm.pdf